＜就学援助申請についてのＱ＆Ａ＞

Q1. 私立の学校に通っている兄弟がいます。就学援助の対象ですか？

私立の学校に通うお子様は受給対象外です。対象となる国公立の学校に通うお子様は「受給申請児童生徒」欄に、私立の学校に通うお子様は「上記以外の世帯構成員」欄に氏名を記入してください。

Q2. 理由③の「国民年金保険料免除・納付猶予申請承認通知書」を紛失してしまいました。

免除申請の承認をした年金事務所（目黒年金事務所：電話番号3770－6421）に再発行を依頼してください。区では通知書の再発行や資格照会ができません。

Q3. 理由④の「児童扶養手当証書」を紛失してしまいました。

手続きの方法は2つあります。

（方法1）子育て支援課 手当・医療係（電話番号5722－9645）に再発行を依頼してください。

（方法2）申請書の「特記事項」欄に「教育委員会で資格照会希望」と記入してください。学校運営課から子育て支援課に資格照会を行います。

Q4. 理由⑥で申請する場合の「所得額」は、どの金額を指しますか？

源泉徴収票の場合は「給与所得控除後の金額」欄、確定申告書の場合は「⑫」欄の金額を指します。

Q5. 理由⑥の所得限度額を少し超えていますが、申請はできますか？

所得限度額はあくまで目安の金額ですので、世帯構成員の年齢や学年によって認定・却下の判定が変わることがあります。申請をいただければその内容で審査しますので、迷われた場合にはご申請ください。

Q6. 理由⑥で申請する場合、昨年度まで賃貸契約書など家賃のわかる書類を提出していましたが、今年度から不要ですか？

令和8（2026）年度より賃貸契約書など家賃のわかる書類は提出不要です。※全世帯の所得限度額に一定額を加算して審査します。

Q7. オンライン申請しましたが、入力内容・添付書類を間違えました。オンライン上で、申請内容の訂正はできますか？

一度申請した内容をオンライン上で訂正することはできません。訂正内容に応じて対応をご案内しますので、担当までご連絡ください。

Q8. 離婚協議中により別居をしている配偶者がいる場合、配偶者は世帯構成員に含めますか？

離婚協議に関する書類（調停期日呼出状、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書等）をご提出いただければ世帯員に含めずに審査できる場合があります。詳しくはご相談ください。